

白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱

令和2年3月31日

白岡市告示第60号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、白岡市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に係る意見及び提言に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域において社会福祉に関する活動を行っている団体に属する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する法人に属する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請等)

第7条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。